

県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針

令和3年1月14日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

- 本県では、1月に入り多くの市町で感染拡大が進み、人口10万人あたりの1週間の感染者数は16人、病床占有率も40%超に高止まりしていることから、本県の感染状況を、「警戒レベル5（特別警戒）」、国の感染警戒区分「ステージⅢ」（感染者急増）とした。
- 1月7日及び13日に、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府など11都府県に緊急事態宣言が発出された。
- 1月6日以降の本県の感染の急拡大は、東西近隣県の爆発的感染拡大の影響を受けている。それらの地域へ又は地域からの年末年始に帰省等を通じた家庭内感染や友人間の感染拡大が発生し、年始の職場等での感染拡大に繋がったと推定される。また、感染の場面は、飲食の機会などでマスクを着用しない会話が多くを占めている。
- こうした状況において、感染拡大を防止するためには、
 - ①県境を越えた移動や人との面談などの接触機会を全体に減らし、全体の感染リスクを減らすこと
 - ②飲食の場など感染リスクが相対的に高い行動を回避、低減すること
 - ③病院、施設等のクラスターの発生が多くなっていることから、こうした場での感染防止対策を強化すること
 - ④医療提供体制を維持することが重要である。また、このためには、県民一人ひとりのきめ細やかな感染防止行動の徹底をお願いすることが重要である。
- 医療提供体制については、更に厳しい感染流行期を想定し、病床が逼迫する東部地域を中心とした病床の確保をはじめ、重症病床の積み増し、限られた病床の有効活用のほか、負担の大きい看護師の確保を図る必要がある。
- 県では、感染拡大防止と医療提供体制の確保のため、以下の対応方針により、全力を挙げて、対策を実施する。

1 対象とする期間

令和3年1月14日（木）～2月7日（日）

〔※緊急事態宣言が延長された場合は、対策期間を延長する。〕

2 対応方針

（1）感染状況の継続的監視と情報発信

「ふじのくにシステム」に基づき、感染の状況等を継続的に監視・評価し、県民に適切な情報提供を行う。変化が認められた場合は、「警戒レベル」を直ちに変更し、必要に応じ「静岡県実施方針」や本「対応方針」を見直す。

（2）感染拡大防止対策の徹底

①県境を跨ぐ移動制限

人の移動が感染リスクであることを踏まえ、緊急事態宣言の対象とされている都府県への訪問の回避、来訪の自粛を強く要請する。毎週公表する「ふじのくにシステム」に基づき、対象地域の感染状況を踏まえ、往来は、常に代替手段や他の往来時期を検討するなど、慎重かつ適切な行動を呼びかける。

②県民の外出自粛の要請

仕事、買物、通院、通学など、日常生活に必要な外出を除き、できる限り不要不急の外出の機会を減らしていただくよう協力を要請し、人との接触による感染機会の低減を図る。特に、首都圏や中京圏に隣接する県境地域では、不要不急の外出の機会を意識的に減らしていただくよう、注意を呼び掛ける。

③マスクの着用など感染防止対策の徹底

マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大している実態を踏まえ、自身や家族などが感染しないため、また、障害者や認知症の方などマスクを着用できない方に感染させないためのマスクの着用の徹底を呼びかける。

④飲食での感染防止対策の徹底

マスクを着用しない飲食時の感染事例が多いことを踏まえ、食事の時は黙って食べる、会話時には必ずマスクを着用することを徹底する、会食する場合は、同居している家族以外との会食（会話

をしながら食事をする事)は行わないことを徹底する。

⑤家庭内感染の発生の抑制

家庭内にウイルスを持ち込まない、持ち込ませないよう、家庭内感染防止対応マニュアルを作成し、周知する。

(3) 催物(イベント等)の開催制限

①県内で開催される催物等において、主催者に「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などの基本的な感染防止対策や参加者名簿の作成、接触確認アプリ(COCoA)等の活用を働きかけるとともに、県と市町が連携して、1,000人を超えるイベントの相談に積極的に対応する。

②今後の感染拡大により、県内で「ステージⅣ」相当に該当すると判断された地域(東部・中部・西部の地区別)においては、感染状況等を分析のうえ、国や当該地域の市町と連携し、開催規模要件(人数上限・5,000人かつ屋内にあっては収容定員の50%以内、飲食を伴わないこと等)について、催物等の主催者に必要な協力要請を行う。

(4) 施設の使用制限等

県内の感染状況の分析や医療提供体制の確保状況、市町の意見等を踏まえ、感染拡大防止のために必要と認められる場合は、関係市町と連携し、国と協議のうえ、飲食店の営業時間の短縮要請を行う。

(5) 店舗、事業所等での感染防止対策の徹底

①業種別ガイドラインによる感染防止対策の再度の徹底や、寒冷期においても換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保を呼びかける。

②顧客にマスクを着用しない歌唱や会話はできないことを徹底する。貼り紙や声掛けを実施するとともに、顧客名簿の作成や接触確認アプリCOCoAの活用、顧客への利用の働きかけを強く要請する。

③感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り

替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)時の感染防止対策について注意を呼びかける。

- ④事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。
今後の感染拡大により、県内で「ステージⅣ」相当に該当すると判断された地域(東部、中部、西部の地域別)においては、「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、事業者を取組を要請する。

(6) 医療提供体制の確保

- ①感染者の病床確保を図るため、最大確保病床を念頭に、重症患者受入推進事業を活用するとともに、感染患者受入医療機関の拡大や入院病床の確保を推進する。逼迫する東部地域の病床確保のため、県病院協会と連携し、東部地域の民間病院を中心に、中等症以下の患者、軽症者などの受入れ要請を行う。
- ②入院病床を重症者等が優先的に利用できるよう、トリアージの徹底や、軽症者、無症状者の宿泊療養施設や自宅での療養を促進する。無症状となった段階での早期の転院を促進するため、民間病院を中心に軽症者または無症状者の受入れ病院を確保する。
- ③医療機関以外での療養者の適切な健康観察、体調急変時の診療体制を確保する。自宅療養者に対する毎日の健康観察を県看護協会に委託して実施するとともに、自宅療養中の体調急変に備え自宅療養者にパルスオキシメーター(血中酸素濃度測定機器)の貸し出しを実施する。
また、宿泊療養施設の看護体制の強化を図る。
- ④負担の大きい看護師の確保のため、県看護協会や県病院協会と協力して、感染者受入病院への応援要員派遣を各病院に依頼する。
- ⑤感染患者受入医療機関の負担を軽減するため、機能を重点化し、周辺病院への感染者以外の患者受入れを促進する。
- ⑥院内感染が発生した病院の診療機能を代替する支援体制を強化する。
- ⑦福祉施設の感染者で医療機関への入院が困難な場合には、医療チームの派遣など、福祉施設内療養の体制を整備する。

⑧福祉施設でクラスターが発生した場合は、関係団体やDMAT、FICTとの協力のもと、クラスター発生施設での職員不足等に対応してケアを継続するためのクラスター福祉施設支援チームを設置する。これまでに発生したクラスターの知見を活かし、福祉施設内でのクラスター発生予防対策事例集を作成し、速やかに全施設へ配布する。

(7) ワクチンの接種推進

国のスケジュールに則り、速やかに接種できる体制を市町とともに構築するとともに、ワクチンについての正しい情報を広く県民に周知し、多くの県民がワクチンを接種するよう推進する。

(8) 誹謗中傷等の根絶に向けた呼び掛け

新型コロナウイルスに感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々への心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

(9) 学校教育活動

- ①幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等において、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう適切な対応を要請する。
- ②部活動、課外活動等における感染防止対策、懇親会等における学生への感染防止に向けた注意喚起を徹底する。
- ③大学や高校などの入試については、感染防止対策の徹底や受験機会の確保を図った上で、実施、または実施を働きかける。

(10) 経済・雇用対策

- ①感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していく。
- ②全国知事会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めていく。